

令和 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

八戸地域広域市町村圏事務組合監査委員

(令 7 . 3)

八 広 監 第 24 号
令和 7 年 3 月 14 日

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者 熊 谷 雄 一 様

議会議長 三 浦 博 司 様

八戸地域広域市町村圏事務組合

監査委員 佐々木 勝 弘

監査委員 山 本 晴 美

定期監査の結果報告について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、
令和 6 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	7
5	監査の結果	7
	総務部	8
	環境衛生部	9
	消防本部	11

1 監査の対象

(1) 対象部局

対 象 部 ・ 課 （ 室 ） 名	
総務部	総務課
環境衛生部	八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ
消防本部	予防課、警防課、消防署（八戸消防署、八戸東消防署）

(2) 監査の範囲

令和5年度において執行された財務に関する事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和6年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務の手続が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。

3 監査の主な実施内容

定期監査は、八戸地域広域市町村圏事務組合監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、対象部局ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 部長等以下関係職員から事務事業の執行状況等について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和6年11月6日から令和6年12月25日まで

5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

総 務 部

総 務 課

1 主な分掌事務

- (1) 条例、規則等の審査及び整理に関すること。
- (2) 行政文書の開示に係る事務の総括に関すること。
- (3) 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。
- (4) 議会の招集、議案の総括、議決の処理等に関すること。
- (5) 関係市町村の負担金に関すること。
- (6) 各種統計資料の収集及び調査に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	――	総務グループ	副参事（グループリーダー）	以下 7 人
（部次長兼務）	――	情報公開グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 4 人
				計 12 人
				〔 うち八戸市から派遣 1 人 〕
				〔 八戸市総務課職員併任 11 人 〕

3 主な監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手、駐車券
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
地方債償還支出事務
- (3) 職員手当認定事務 扶養手当、通勤手当、住居手当

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

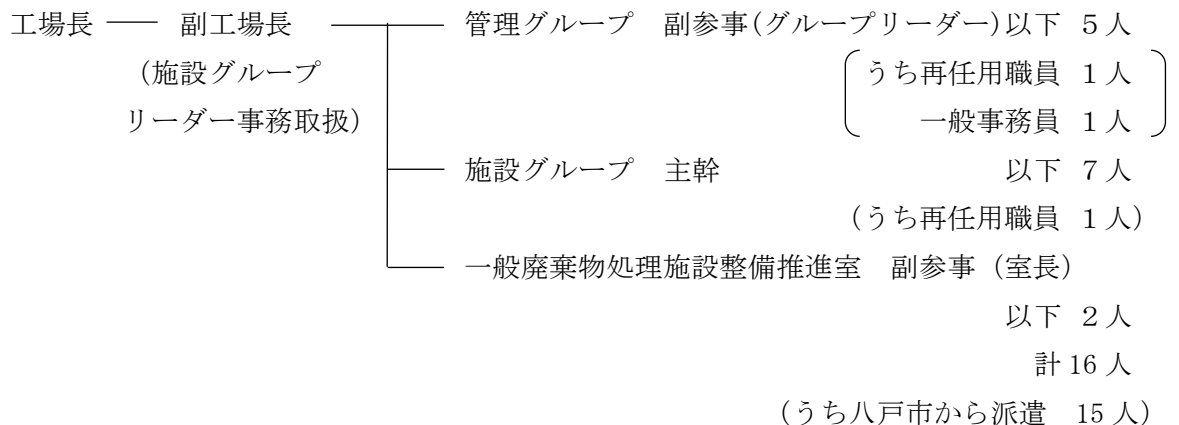
環境衛生部

八戸清掃工場

1 主な分掌事務

- (1) ごみ焼却施設の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物搬入許可証の発行に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。

2 組織・職員の状況



3 主な監査項目

- | | |
|--------------|---|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、可燃物処分券 |
| (3) 収入事務 | 衛生手数料（可燃物処分手数料） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 焼却残渣再資源化委託契約
一般廃棄物処理施設整備に係る建設候補地調査業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

八戸リサイクルプラザ

1 主な分掌事務

八戸リサイクルプラザの維持管理に関すること

2 組織・職員の状況

所長	———	副所長	———	副参事以下 6 人	計 8 人
					〔 うち八戸市から派遣 5 人 リサイクルプラザ事務員 3 人 〕

3 主な監査項目

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、不燃物処分券 |
| (3) 収入事務 | 衛生手数料（不燃物処分手数料）
物品売払収入（再生資源物売払収入） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 可燃物残渣運搬委託契約
使用済乾電池等処分委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

消 防 本 部

予 防 課

1 主な分掌事務

- (1) 建築同意事務に関すること。
- (2) 防火管理者の育成及び講習に関すること。
- (3) 防火対象物の査察及び違反処理に関すること。
- (4) 火災予防対策に関すること。
- (5) 危険物製造所等の許認可及び届出に関すること。
- (6) 危険物製造所等の検査に関すること。
- (7) 危険物取扱者の指導に関すること。
- (8) 火災の原因及び損害の調査に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	参事	副参事	1 人
(副理事兼務)	(課長補佐 事務取扱)	設備指導班 副参事兼班長 保安調査班 副参事兼班長	以下 4 人 以下 3 人
			計 10 人

3 主な監査項目

- (1) 収入事務 消防手数料（危険物施設検査等手数料）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 防災フェスタ 2023 看板作成、設営及び撤去作業業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

警 防 課

1 主な分掌事務

- (1) 水火災その他の防災計画及び警戒に関すること。
- (2) 八戸市消防団の委託事務に関すること。
- (3) 消防車両等の製作設計及び配置運用に関すること。
- (4) 消防車両等の法定検査、修繕及び管理に関すること。
- (5) 消防車両、諸機材の技術指導及び改善研究に関すること。
- (6) 消防水利の対策及び開発に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (副理事兼務)	参事 (課長補佐 事務取扱)	機械装備班 消防防災班 警防課付（再任用職員）	副参事兼班長 副参事兼班長 1人	以下 3人 以下 3人 計 9人
---------------	----------------------	-------------------------------	------------------------	------------------------

3 主な監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手、有料道路回数券
- (2) 収入事務 物品売払収入（不用品売払収入）
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 契約事務 八戸市消防団屯所浄化槽維持管理業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

消 防 署

1 監査対象消防署（2消防署）

八戸消防署、八戸東消防署

2 主な分掌事務

- (1) 職員の教養、服務及び訓練に関すること。
- (2) 水火災の警戒、防ぎよ、鎮圧及び救急業務に関すること。
- (3) 火災予防及び防火対象物の査察指導に関すること。
- (4) 救助業務に関すること。
- (5) 救急医療機関との連絡に関すること。
- (6) 消防機械器具の整備に関すること。
- (7) 消防用水利に関すること。
- (8) 火災等の調査に関すること。

3 主な監査項目

- (1) 収入事務 消防手数料（危険物施設検査等手数料）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。